

兵庫県公立大学法人授業料等の免除等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人授業料等に関する規程（平成25年法人規程第63号。以下「大学授業料等規程」という。）第19条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する大学（兵庫県立大学附属高等学校及び同附属中学校を除く。）に在学している者及び入学しようとする者に係る授業料、入学考査料、入学料及び研修料（以下「授業料等」という。）の額の全部又は一部の免除、月割分納及び延納（以下「免除等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(授業料等の額の一部を免除する額)

第3条 大学授業料等規程第17条の規定により授業料の額の一部を免除する額は、大学授業料等規程第8条第1項に規定する期ごとに徴収することとなる授業料の額の3分の2、2分の1及び3分の1に相当する額とする。

2 大学授業料等規程第17条の規定により入学料の額の一部を免除する額は、大学授業料等規程別表に掲げる入学料の額の3分の2、2分の1及び3分の1に相当する額とする。

3 大学授業料等規程第17条の規定により入学考査料及び研修料の額の一部を免除する額は、大学授業料等規程別表に掲げる入学考査料の額並びに大学授業料等規程第13条の規定により徴収することとなる研修料の額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。

(授業料等の免除等を認めることができる者)

第4条 大学授業料等規程第17条の規定により授業料等の額の全部又は一部を免除することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にいる者

(2) 経済的事情により学費の負担が著しく困難な者

(3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料及び入学料の免除対象となる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、特に授業料等の額の全部又は一部を免除する必要があると認められる者

2 大学授業料等規程第11条の規定により授業料の月割分納又は延納を認めることができる者は、経済的事情その他の理由により大学授業料等規程第8条の規定による納入が困難であると認められる者とする。

（授業料等の免除等の申請手続）

第5条 授業料等の免除等の申請をしようとする者は、理事長が指定する日までに申請書に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第3号及び第4号に該当する者については、別に定めるものとする。

- (1) 申請者及びその家族の前年度所得額についての市区町村長の証明書
- (2) 前条第1項第1号の規定に該当する者にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所の長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、収入状況等について理事長が必要と認める書類

（免除等の理由の消滅届）

第6条 授業料等の免除等を認められた者で、第4条の規定に該当しなくなったときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

（授業料等の免除等の取消し）

第7条 理事長は、前条の届出があつたとき又は授業料等の免除等を認める理由が消滅したと認めるときは、免除等を取り消すものとする。

- 2 理事長は、第5条の申請について、虚偽の事実が判明したときは、許可した日にさかのぼって免除等を取り消すものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月31日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。